

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日)

目次

◇告 示 生活保護法による医療機関の指定(社会課)

保険医療機関等の指定(保険課)

保険薬剤師の登録(〃)

結核予防法による医療機関の指定(健康対策課)

入会林野整備計画の認可(林務課)

公有水面の埋立ての免許(漁港課)

公有水面の埋立てに関する埋立地の用途の変更等の許可(〃)

告 示

鳥取県告示第三百八十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十

五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

平成元年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
宮崎内科医院	鳥取市吉成二丁目一四一三三	平成元年二月七日

鳥取県告示第三百八十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

平成元年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
弓場医院	○米子市旗ヶ崎二丁目二一一	平成元年三月一日

渡部 医院	境港市渡町一二九三―三	"
千代 医院	西伯郡西伯町大字落合一八一	平成元年三月十三日
後藤齒科医院	鳥取市扇町五八	平成元年三月二日
秋山齒科医院	米子市道笑町二丁目二二―三	平成元年三月一日
あさくら齒科医院	米子市西福原六九四―五	"
門脇 薬局	西伯郡大山町末長二八三―三	平成元年三月二日
国谷齒科医院	西伯郡名和町大字御米屋七七	平成元年三月三日
安梅 医院	東伯郡関金町大字大鳥居二一六	"
上小鴨診療所	倉吉市福山一五三―一	"
佐々木整形外科医院	鳥取市岩倉四五二―三〇	平成元年三月十三日

鳥取県告示第三百八十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

平成元年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
平井 佳人	鳥業第六八三号	平成元年三月一日

鳥取県告示第三百八十四号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

平成元年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

医療機関名	所在地	指定年月日
佐々木整形外科医院	鳥取市岩倉四五二―三〇	平成元年三月十三日

鳥取県告示第三百八十五号

八頭郡八東町大字徳丸九三七下徳丸入会林野整備組合組合長竹内豊から

申請のあった下徳丸入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第十三条第一項の規定に基づき、平成元年三月二十日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成元年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百八十六号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成元年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 免許の日

平成元年三月二十四日

二 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

三 埋立区域

(一) 位置

気高郡青谷町大字青谷字夏泊五五一七の地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から4の地点までを順次に直線で結んだ線、4の地点と5の地点を結ぶ昭和六十年九月二十日付鳥取県指令受漁港第四十二号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線、5の地点から6の地点及び7の地点を通り8の地点を結ぶ昭和六十二年の秋分の満潮位における公有水面と陸地との境界線及び8の地点と1の地点を直線で結んだ線によって囲まれた区域

の地点

- 1の地点 夏泊港防波堤灯台（北緯三五度三一分三八秒東経一三四度〇〇分一秒）から一四三度〇〇分一一四・八メートル
- 2の地点 1の地点から一四七度〇〇分一〇・五メートルの地点
- 3の地点 2の地点から五七度〇〇分三・一メートルの地点
- 4の地点 3の地点から一四七度〇〇分六五・〇メートルの地点
- 5の地点 4の地点から五七度〇〇分二六・九メートルの地点
- 6の地点 5の地点から三二七度〇〇分三三・〇メートルの地点
- 7の地点 6の地点から三一四度三〇分三二・六メートルの地点
- 8の地点 7の地点から三一五度〇〇分一一・〇メートルの地点

(三) 面積

一、八三六・三四平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

気高郡青谷町大字青谷字赤鯛五五四一一地先から同大字字夏泊一

九六七―二地先までの陸地及びそれらの地先公有水面

(二) 区域

次のアの地点からエの地点までを順次に直線で結んだ線及びエの地点とアの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 夏泊港防波堤灯台（北緯三五度三一分三八秒東経一三四度〇〇分一秒）から一〇度〇〇分九〇・〇メートルの地点

イの地点 アの地点から一四七度三分二八六・〇メートルの地点
ウの地点 イの地点から二三七度三分二一・〇メートルの地点
エの地点 ウの地点から三二七度〇〇分二九八・〇メートルの地点

(三) 面積

六一、八八四・七五平方メートル

五 埋立地の用途

漁港施設用地

鳥取県告示第三百八十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第十三条の二第一項の規定に基づき、公有水面の埋立てに関し、埋立地の用途の変更、埋立区域の縮小及び設計の概要の変更の許可をしたので、同条第二項において準用する同法第十一条の規定により、次のとおり告示する。

平成元年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 許可の日

平成元年三月二十四日

二 許可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

三 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和六十年九月二十日 鳥取県指令受漁港第四十二号

四 埋立区域

(一) 位置

気高郡青谷町大字青谷字赤鯛五五四―一三から同大字夏泊五五一七までの地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点と1―1の地点を直線で結んだ線、1―1の地点から1―4の地点までを順次に直線で結んだ線、1―4の地点と2の地点を直線で結んだ線、2の地点から5の地点までを順次に通る昭和五十九年の秋分の日の満潮位における公有水面と陸地との境界線、5の地点から8の地点までを順次に直線で結んだ線及び8の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 夏泊港防波堤灯台（北緯三五度三一分三八秒東経一三四度〇〇分一秒）から一七四度三分二一四・四〇メートルの地点

1―1の地点 1の地点から五七度〇〇分七九・〇〇メートルの地点

1-2の地点 1-1の地点から一四七度〇〇分三・一〇メートルの地点

1-3の地点 1-2の地点から五七度〇〇分二八・〇〇メートルの地点

1-4の地点 1-3の地点から三二七度〇〇分三・一〇メートルの地点

2の地点 1-4の地点から五七度〇〇分三・一〇メートルの地点

3の地点 2の地点から一三八度〇〇分三九・三〇メートルの地点

4の地点 3の地点から一八四度三〇分六〇・〇〇メートルの地点

5の地点 4の地点から二四五度四五分九三・二〇メートルの地点

6の地点 5の地点から三一六度二〇分一四・四〇メートルの地点

7の地点 6の地点から二七〇度〇〇分一〇・七〇メートルの地点

8の地点 7の地点から二二四度〇〇分三・八〇メートルの地点

面積 一〇、五四一・二三平方メートル

五 埋立てに関する工事の施行区域
位置 気高郡青谷町大字青谷字赤鯛五五四一―二地先から同大字夏泊一九六七―二地先までの陸地及びそれらの地先公有水面

(二) 区域 次のアの地点からエの地点までを順次に直線で結んだ線及びエの地点とアの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域
アの地点 夏泊港防波堤灯台から一〇度〇〇分九〇・〇〇メートル

の地点

イの地点 アの地点から一四七度三〇分三七〇・〇〇メートルの地点

ウの地点 イの地点から二三七度〇〇分二一〇・〇〇メートルの地点

エの地点 ウの地点から三二七度〇〇分三八〇・〇〇メートルの地点

面積 七八、九八〇・二四平方メートル

六 埋立地の用途 漁港施設用地 約〇・七〇〇ヘクタール

漁港関連施設用地 約〇・三五四ヘクタール

鳥取県公報の定期購読の申込みについて

平成元年度（平成元年4月から平成2年3月まで）において鳥取県公報の購読（年間を通じての定期購読を原則とします。）を希望される方は、下記の鳥取県公報購読申込書により平成元年3月31日までに鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、購読料金（1部1か月 1,850円。年額22,200円。）については、後日送付する納入通知書により納入してください。

照会先 鳥取県総務部広報文書課 電話0857-26-7023

鳥 取 県 公 報 購 読 申 込 書

次のとおり鳥取県公報を購読したいので、申し込みます。

平成 年 月 日

郵便番号 □□□-□□

住 所

申 込 者 氏 名

Ⓔ

（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

購 読 部 数	
購 読 料 金	
送 付 先	

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥取

【定価一部一箇月千八百円（送料を含む。）】